

# 令和4年度の利用定員の設定について

令和4年2月9日

## ▼利用定員の取扱い

- ・本日の審議を経て、令和4年度の市の利用定員として県へ届出を行う。
- ・「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」で定めた「令和4年度の量の見込み(教育・保育の需要量)」に対して、「今回設定する令和4年度の利用定員数」に「令和4年4月時点で事業を実施する(見込みを含む)企業主導型保育事業の地域枠」を加えたものを「確保内容」とし、不足部分については、次年度の待機児童の状況も踏まえ、今後も保育定員の拡充を検討する。

## ▼目次

1. 令和4年度に施設類型を変更または利用定員を変更する施設等(区域別) …… P2
2. 令和4年度利用定員(教育・保育給付認定区分別、施設区分別) …… P4
3. 令和4年度の確保内容の見込み(事業計画ベース) …… P6

# 令和4年度の利用定員の設定について

## 1. 令和4年度に施設類型を変更または利用定員を変更する施設等(区域別) ★=類型変更

区域	施設類型	園名	令和4年度利用定員							令和3年度からの増減						
			教育 1号	2号	保育 3号			計	合計	教育 1号	2号	保育 3号			計	合計
					0歳	1・2歳	小計					0歳	1・2歳	小計		
①中心部	幼保連携型	認定こども園 さくら幼稚園	99	21	3	12	15	36	135	▲ 6	6	0	0	0	6	0
	幼稚園型	認定こども園すみれ幼稚園	77	56	6	18	24	80	157	3	2	1	▲ 6	▲ 5	▲ 3	0
	★保育所型	認定こども園 アイドル園	1	15	5	10	15	30	31	0	0	0	0	0	0	0
	保育所	愛媛保育園		70	10	40	50	120	120		▲ 26	▲ 2	▲ 12	▲ 14	▲ 40	▲ 40
	小計(4施設)										▲ 3	▲ 18	▲ 1	▲ 18	▲ 19	▲ 37
②北東部	幼稚園型	学校法人綜芸種院石手学園 認定こども園 石手幼稚園	25	20	0	0	0	20	45	▲ 10	0	0	0	0	0	▲ 10
	小計(1施設)										▲ 10	0	0	0	0	▲ 10
③東部	幼保連携型	学校法人大護学園 大護さとやま認定こども園	150	96	6	58	64	160	310	▲ 15	15	5	15	20	35	20
	新制度幼稚園	久米幼稚園	90						90	▲ 15						▲ 15
	小計(2施設)										▲ 30	15	5	15	20	35
④南部	幼保連携型	松山認定こども園星岡	210	216	32	64	96	312	522	▲ 30	30	0	0	0	30	0
	★幼保連携型	幼保連携型認定こども園 くたに幼稚園	45	36	3	21	24	60	105	0	▲ 9	3	21	24	15	15
	★保育所型	認定こども園ゆうゆう	3	17	6	14	20	37	40	0	0	0	0	0	0	0
	保育所	南保育園		90	15	55	70	160	160		▲ 10	▲ 10	▲ 20	▲ 30	▲ 40	▲ 40
	小計(4施設)										▲ 30	11	▲ 7	1	▲ 6	5

# 令和4年度の利用定員の設定について

区域	施設類型	園名	令和4年度利用定員							令和3年度からの増減						
			教育	保育				合計	教育	保育				合計		
				1号	2号	3号				計	1号	2号	3号		計	
						0歳	1・2歳						小計			0歳
⑤西部	保育所型	認定こども園 ジャックと豆の木園 余戸園	15	57	15	38	53	110	125	0	2	6	4	10	12	12
	保育所	富久保育園		20	3	7	10	30	30		▲ 25	0	▲ 15	▲ 15	▲ 40	▲ 40
	小計(2施設)										0	▲ 23	6	▲ 11	▲ 5	▲ 28
⑦北部	地方裁量型	認定こども園つくし	10	33	9	18	27	60	70	0	6	2	2	4	10	10
	保育所	潮見保育園		75	10	35	45	120	120		▲ 10	0	0	0	▲ 10	▲ 10
	保育所	あさひ保育園		55	9	36	45	100	100		▲ 6	0	▲ 14	▲ 14	▲ 20	▲ 20
	新制度幼稚園	和気幼稚園	90						90	▲ 30						▲ 30
	小計(4施設)										▲ 30	▲ 10	2	▲ 12	▲ 10	▲ 20
⑧北条	★保育所型	認定こども園慈童保育園	6	24	4	12	16	40	46	6	0	0	0	0	0	6
	小計(1施設)										6	0	0	0	0	6
合計(市内全体:18施設)										▲ 97	▲ 25	5	▲ 25	▲ 20	▲ 45	▲ 142

・令和3年4月1日時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業137施設のうち、上表に記載し施設及び事業(18施設)を除く、119施設(認定こども園34園、保育所39園、新制度幼稚園13園、地域型保育事業33施設)は、令和3年度の利用定員と同数に設定する。

# 令和4年度の利用定員の設定について

## 2. 令和4年度利用定員

### ①教育・保育給付認定別

区域	教育			保育				合計 (教育+保育)	
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳			小計
①中心部	1,340	470	1,810	1,279	236	943	1,179	2,458	4,268
②北東部	217	334	551	172	27	90	117	289	840
③東部	802	470	1,272	489	79	345	424	913	2,185
④南部	1,588	960	2,548	926	177	554	731	1,657	4,205
⑤西部	198	1,735	1,933	678	87	348	435	1,113	3,046
⑥北西部	367	315	682	234	40	171	211	445	1,127
⑦北部	571	0	571	469	83	286	369	838	1,409
⑧北条	281	0	281	348	41	180	221	569	850
⑨中島	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	<b>5,374</b>	4,284	9,658	<b>4,616</b>	<b>770</b>	<b>2,927</b>	<b>3,697</b>	<b>8,313</b>	17,971

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員。

※太枠内が今回設定する利用定員。

※地域型保育事業での、事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

# 令和4年度の利用定員の設定について

## ②施設区分別

区域	認定こども園							幼稚園			保育所				地域型保育事業					
	教育	保育					合計	教育			保育				保育					
	1号	2号	3号			計		1号	私学助成等幼稚園	合計	2号	3号			合計	2号	3号			合計
			0歳	1, 2歳	小計		0歳					1, 2歳	小計	0歳			1, 2歳	小計		
①中心部	1,100	731	92	390	482	1,213	2,313	240	470	710	548	98	444	542	1,090	0	46	109	155	155
②北東部	25	20	0	0	0	20	45	192	334	526	152	24	74	98	250	0	3	16	19	19
③東部	492	223	25	141	166	389	881	310	470	780	243	27	120	147	390	23	27	84	111	134
④南部	1,268	517	85	242	327	844	2,112	320	960	1,280	409	58	213	271	680	0	34	99	133	133
⑤西部	198	357	25	118	143	500	698	0	1,735	1,735	321	43	176	219	540	0	19	54	73	73
⑥北西部	11	69	3	33	36	105	116	356	315	671	165	37	138	175	340	0	0	0	0	0
⑦北部	151	150	23	77	100	250	401	420	0	420	319	49	172	221	540	0	11	37	48	48
⑧北条	236	84	0	42	42	126	362	45	0	45	264	37	129	166	430	0	4	9	13	13
⑨中島	10	21	0	10	10	31	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	<b>3,491</b>	<b>2,172</b>	<b>253</b>	<b>1,053</b>	1,306	3,478	6,969	<b>1,883</b>	4,284	6,167	<b>2,421</b>	<b>373</b>	<b>1,466</b>	1,839	4,260	<b>23</b>	<b>144</b>	<b>408</b>	552	575

※太枠内が今回設定する利用定員。

※地域型保育事業での、事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

# 令和4年度の利用定員の設定について

## 3. 令和4年度の確保内容の見込み(事業計画ベース)

・「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」のとおり、「確保内容」は、特定教育・保育施設等の「利用定員(私学助成等幼稚園の認可定員数含む)(P4参照)」に「企業主導型保育事業の地域枠(【資料1】P2～P6参照)」を加えたもの

### ▼各区域ごとの概要

区域	①令和4年度量の見込み					②令和4年度確保内容					②-①							
	教育		保育			合計	教育		保育			合計	教育		保育			合計
	1号	2号	3号	小計	1号		2号	3号	小計	1号	2号		3号	小計				
①中心部	1,487	1,388	1,145	2,533	4,020	1,810	1,330	1,340	2,670	4,480	323	▲ 58	195	137	460			
②北東部	434	165	127	292	726	551	184	126	310	861	117	19	▲ 1	18	135			
③東部	1,135	487	522	1,009	2,144	1,272	545	474	1,019	2,291	137	58	▲ 48	10	147			
④南部	1,995	1,023	836	1,859	3,854	2,548	971	800	1,771	4,319	553	▲ 52	▲ 36	▲ 88	465			
⑤西部	1,748	568	545	1,113	2,861	1,933	724	478	1,202	3,135	185	156	▲ 67	89	274			
⑥北西部	551	161	201	362	913	682	234	211	445	1,127	131	73	10	83	214			
⑦北部	534	490	477	967	1,501	571	469	374	843	1,414	37	▲ 21	▲ 103	▲ 124	▲ 87			
⑧北条	269	263	200	463	732	281	348	221	569	850	12	85	21	106	118			
⑨中島	1	16	1	17	18	10	21	10	31	41	9	5	9	14	23			
合計	8,154	4,561	4,054	8,615	16,769	9,658	4,826	4,034	8,860	18,518	1,504	265	▲ 20	245	1,749			

# 令和4年度の利用定員の設定について

## ▼各区域ごとの詳細

区域	量の見込みと 確保内容		教育	保育				計 (2号+3号)
			1号	2号	3号			
					0歳	1, 2歳	小計	
①中心部	①量の見込み		1,487	1,388	124	1,021	1,145	2,533
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	1,810	1,279	236	943	1,179	2,458
		企業主導型保育事業(地域枠)		51	39	122	161	212
		計	1,810	1,330	275	1,065	1,340	2,670
	②-①		323	▲ 58	151	44	195	137
②北東部	①量の見込み		434	165	14	113	127	292
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	551	172	27	90	117	289
		企業主導型保育事業(地域枠)		12	2	7	9	21
		計	551	184	29	97	126	310
	②-①		117	19	15	▲ 16	▲ 1	18



# 令和4年度の利用定員の設定について

区域	量の見込みと 確保内容		教育	保育				
			1号	2号	3号			計 (2号+3号)
					0歳	1, 2歳	小計	
③東部	①量の見込み		1,135	487	50	472	522	1,009
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	1,272	489	79	345	424	913
		企業主導型保育事業(地域枠)		56	10	40	50	106
		計	1,272	545	89	385	474	1,019
	②-①		137	58	39	▲ 87	▲ 48	10
④南部	①量の見込み		1,995	1,023	84	752	836	1,859
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	2,548	926	177	554	731	1,657
		企業主導型保育事業(地域枠)		45	16	53	69	114
		計	2,548	971	193	607	800	1,771
	②-①		553	▲ 52	109	▲ 145	▲ 36	▲ 88

# 令和4年度の利用定員の設定について

区域	量の見込みと 確保内容		教育	保育				
			1号	2号	3号			計 (2号+3号)
					0歳	1, 2歳	小計	
⑤西部	①量の見込み		1,748	568	63	482	545	1,113
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	1,933	678	87	348	435	1,113
		企業主導型保育事業(地域枠)		46	9	34	43	89
		計	1,933	724	96	382	478	1,202
	②-①		185	156	33	▲ 100	▲ 67	89
⑥北西部	①量の見込み		551	161	23	178	201	362
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	682	234	40	171	211	445
		企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	0	0	0
		計	682	234	40	171	211	445
	②-①		131	73	17	▲ 7	10	83

# 令和4年度の利用定員の設定について

区域	量の見込みと 確保内容		教育	保育				
			1号	2号	3号			計 (2号+3号)
					0歳	1, 2歳	小計	
⑦北部	①量の見込み		534	490	36	441	477	967
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	571	469	83	286	369	838
		企業主導型保育事業(地域枠)		0	1	4	5	5
		計	571	469	84	290	374	843
	②-①		37	▲ 21	48	▲ 151	▲ 103	▲ 124
⑧北条	①量の見込み		269	263	14	186	200	463
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	281	348	41	180	221	569
		企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	0	0	0
		計	281	348	41	180	221	569
	②-①		12	85	27	▲ 6	21	106

# 令和4年度の利用定員の設定について

区域	量の見込みと 確保内容		教育	保育				
			1号	2号	3号			計 (2号+3号)
					0歳	1, 2歳	小計	
⑨中島	①量の見込み		1	16	0	1	1	17
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	10	21	0	10	10	31
		企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	0	0	0
		計	10	21	0	10	10	31
	②-①		9	5	0	9	9	14
合計	①量の見込み		8,154	4,561	408	3,646	4,054	8,615
	②確保 内容	特定教育・保育施設等	9,658	4,616	770	2,927	3,697	8,313
		企業主導型保育事業(地域枠)		210	77	260	337	547
		計	9,658	4,826	847	3,187	4,034	8,860
	②-①		1,504	265	439	▲ 459	▲ 20	245

※「①量の見込み」:「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」の令和4年度「量の見込み」

※「②確保内容」: 令和4年度の「利用定員」+「企業主導型保育事業の地域枠(令和4年2月1日時点の状況)」

1号には私学助成等の幼稚園の認可定員を含む。3号には地域型保育事業の事業所内保育事業の従業員枠を除く

## ～参考～

### <利用定員について>

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育給付認定こども(1号～3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で子どもの教育・保育給付認定区分ごとに利用定員を設定する。

～各市町村で確認を受ける施設等～

- ・特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所
- ・特定地域型保育事業・・・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### <利用定員を設定する上での前提事項>

- ・認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。  
(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)
- ・認定区分(1号～3号)ごとに設定する。  
{1号:3～5歳(教育を希望する子ども)、2号:3～5歳(保育を必要とする子ども)、3号:0歳と1・2歳(保育を必要とする子ども)}
- ・保育標準時間及び短時間の区分は行わない。
- ・原則として“認可定員＝利用定員”。  
ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。(認可基準を満たし120%未満の弾力運用は可能)

## <利用定員の設定について>

- ・施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定。
- ・地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴き、都道府県へ事後の届出が必要。(子ども・子育て支援法第31条第2項、第3項並びに第43条第3項)
- ・利用定員を変更する場合は、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていない(新制度の自治体向けFAQ【第19.1版】№104参照)が、総合的に判断していただくために審議を行う。

～参考～

<子ども・子育て支援法第31条、第43条(抄)>

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第43条

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

<自治体向けFAQ【第19.1版】№104(抄)>

定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。